一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字岩ザレ二四七三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県関市上之保字カギ山二四八五八の一から二四八五八の三まで、二四八五八の五、二四八五八の七、二四八五八の一〇、二四八五八の一一、二四八五八の二〇、二四八六六の一、二四八六七、二四八六九、二四八七四の三、二四八七六の二、二四八七八の一、二四八七八の二、二四八七九の二、二四八八〇の二、二四八八〇の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カギ山二四八五八の一から二四八五八の三まで、二四八五八の五、二四八五八の一一、二四八六七、二四八六七の二、二四八七四の三、二四八七八の二、二四八七九の二、二四八八〇の二、二四八八〇の六

二四八五八の二三・二四八七七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八七の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字東上一七八六の一、二〇〇四の二、二〇〇五、二〇〇六、字坂本一八〇二の一、一八二七の一、三三四〇の二、字上天眼一八三一、一八三二、三七七七、三七七八の一、三七七八三、三九一三、字シノウ沢一八八七、三三二二の一から三三二二の三まで、四〇五三の一、四〇五三の二、字下大室一九一〇、三三一六の五、三七八九、字山内一九四八の三・一九四八の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三二四の七、三三二四の九、字滝尻二〇一八、字川戸道二〇七七、二一〇七の一、二一二一の一、二一三三の一、二一六一、三三四〇の一、三三六八、三三六九の二、三三六九の八、三三六九の一一、三三六九の一五、三三六九の一八、三三六九の一九、三三六九の二五、三三四〇の一〇、三三六九の六、字切払二一六三、三三七四、三三七五、三三七八、字沼沢二二四七、三三九九、三四〇〇の一、三四〇二から三四〇四まで、四〇八四、字越路三三一一の一二、三三一一の一三、三三一一の一七、三三一一の一八、三三一一の二五、三三一六の二、字メヌキ沢三三一七の一、三三一七の二、三三一七の四、三三一七の五、三三一七の七、字脇北沢三三一八の二、三三一八の四、三三一八の七、字北沢三三一九、三三二〇の三、三三二〇の七、三三二〇の八、字井戸沢三三二六の一（次の図に示す部分に限る。）、三三二六の二から三三二六の五まで、字ビル久保三三二九、三三三〇の一から三三三〇の三まで、三三三七の一、三三三七の四、三三三七の五、字池ノ沢三三三一（次の図に示す部分に限る。）、三三三三の二、三三三四の一、三三三四の二、三三三五の一、三三三五の二、字前沢三三四二の四、三三四二の六、三三四三の一、三三四三の二、字小桑沢三三四七、字大間サ沢三三五〇、字ノデン三三五一の一、三三五二の一、三三五二の二、三三五四、四〇七一、字関ノ沢三三五七、三三六〇から三三六三まで、字大石沢三三七〇から三三七二まで、字細久保三三八〇、三三八二、字沢田三三八四、三三八六、三三八九、三三九二、字仲作三四〇五、三四〇八の二、三四〇八の五、三四〇八の八、三四〇八の一五、三四一〇の四、字道ノ入前三八〇七、大那地字橋場裏一〇七一の二から一〇七一の四まで、字高平久保一〇七六の二、字北平前山一一二五の三、字五輪場一一三三の七、字谷津ノ入一〇八一の一、一〇八二、一〇八三の一、一〇八三の二、一〇八四、字管ノ沢一一四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年三月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字松葉七一二、一二七八、一三三一、三〇六〇、字大久保沢八九九、九〇一、九〇二、三〇九六の一、三〇九六の二、三〇九七、三〇九八、三〇九八の二、三〇九九の二、三〇九九の五、三一〇一、三一〇二の一、字押立石一〇〇四、一〇〇五、一〇〇九、一〇一一の一、一〇一一の二、一〇一二、一〇一四、一〇一七、一〇二八、一〇二四、一〇二六、三一二一の一、三一二四、四〇一八、字西光地一〇八五、一〇九四、三一四三の一、三一四三の二、三一四三の五、三一四三の七、三一四三の八、三一四四の一、三一四四の二、三一五二、三一五三、字道ノ入沢一一二四、一一三九、三一六四、三一七二、三八七九の一、字夕光地一一九六、三〇六四の一、